

平成23年4月6日

各 位

太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 田 中 勝 英
東 京 都 港 区 海 岸 一 丁 目 2 番 3 号
(お問合せ先) 広報部 TEL : 03(3434)5257

東日本大震災により被害を受けられたお客さまに対する入院治療等のお取扱いについて

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

T & D保険グループの太陽生命保険株式会社(社長 田中 勝英)では、このたびの地震で被害を受けられたお客さまの契約を対象として下記のとおりのお取扱いを実施することといたしました。

記

1. 入院給付金および手術給付金のお取扱いについて

被災地の状況をふまえ、このたびの地震によりケガで入院・手術をされたお客さまが、入院給付金・手術給付金のご請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、つぎのとおりお取扱いいたします。

(1) 入院給付金

病院または診療所の発行した領収書等をご提出いただくことにより入院給付金のご請求があったものといたします。

(2) 手術給付金

手術同意書または手術計画書から手術の内容が判断できる場合には、病院または診療所の発行した領収書等とあわせて手術同意書または手術計画書をご提出いただくことにより手術給付金のご請求があったものといたします。

2. 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱いについて

当社では、約款の規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いすることとしておりますが、被災地等の事情により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることから、入院給付金のお支払いについてはつぎのとおりお取扱いいたします。

(1) 直ちにご入院ができなかった場合

このたびの地震により、入院による治療が必要なケガをされたものの、直ちにご入院することができず、臨時施設等で医師による治療を受け、その後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 当初の予定よりご退院が早まった場合（ケガ、病気の場合を含む）

引き続き入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により当初の予定より早いご退院を余儀なくされ、その後は臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

本来入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由によりご入院できず、臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

(注) これらのお取扱いについては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

以 上